

平成30年6月22日

国税庁課税部酒税課長

田村 公一 様

日本洋酒輸入協会

理事長 松沢 幸一

要望書

酒類業組合法第86条の6の規定に基づく国税庁告示を制定し、ロット番号が削除等された輸入酒類の流通の根絶に向けて法的規制を導入することを要望します。

当協会は、輸入酒類等のインポーターを構成員とする団体であり、会員各社は輸入酒類の販売促進、事故防止、事後追跡等消費者保護の見地から輸入酒類の品質の保持と安全性の確保に努めております。

ロット番号が削除等された輸入酒類の流通は事故等が発生した場合、製品の製造時期、場所が特定できないおそれがあり、かつ、流通過程における品質管理が及ばず品質劣化（ガス抜け、変色、香味異常）が発生して、消費者の信頼を損ねるとともに輸出元の酒類メーカーのブランドイメージを毀損し、ひいては輸入業者にとって死活問題にもなりかねません。

国税庁におかれましては、平成26年9月19日付課酒5-24「ロット番号が削除等された輸入酒類について（依頼）」を発信し、「ロット番号が削除等された酒類の流通は、消費者の酒類に対する信頼性に疑念を与える可能性があり望ましくない」旨の公式見解を示しました。また、昨年4月から、酒類販売管理研修の教材にロット番号が削除等されている輸入酒類を問題事例として取り上げ、流通業者に対する注意喚起にも取り組んでいます。

しかしながら、依然として、ロット番号が削除等された輸入酒類の流通は後を絶たず行政指導だけではこの問題を解決することはできないと痛感しております。

知的財産権の権威である玉井克哉東大教授の見解によれば、ロット番号が削除等された商品は品質管理が及ばないことから、商標権の主要な機能の一つである品質保証機能を損ない商標権の侵害に該当するとされております。そして、そのような瑕疵のある商品が市場に出回ることを規制して国際的な基準に合致した輸入酒類の流通秩序の維持・向上を図っていくべきである旨を主張されておられます。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下、「酒類業組合法」という。）第86条の6第1項においては、「財務大臣は、・・・酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するための表示の適正化を図る必要があると認められるときは、・・・酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができる」と規定されております。

したがいまして、ロット番号自体の義務付けを求めるものではありませんが、ロット番号を削除等する行為、あるいは、ロット番号が削除等された商品を流通させる行為は商標権侵害に該当することから、酒類業組合法第86条の6の規定に基づく国税庁告示を制定し、ロット番号が削除等された輸入酒類の流通の根絶に向けて法的規制を導入していただくことを当協会として強く要望いたします。

ここに、玉井克哉東大教授からの意見書を添えて、要望書を提出します。

以上